

8 月報道資料

八千代市

1. 件名（情報）・題名

令和 7 年八千代市議会第 3 回定例会

2. 内容（目的・日時・場所・特徴など）

(1) 会期（3 4 日間）

8 月 2 7 日（水）	開 会
9 月 3 日（水）	一般質問
9 月 4 日（木）	一般質問
9 月 5 日（金）	一般質問・質疑
9 月 9 日（火）	常任委員会（総務・都市）
9 月 1 0 日（水）	常任委員会（福祉・文教経済）
9 月 1 1 日（木）	決算審査特別委員会
9 月 1 2 日（金）	決算審査特別委員会
9 月 1 6 日（火）	決算審査特別委員会
9 月 1 7 日（水）	決算審査特別委員会
9 月 2 9 日（月）	総括審議

(2) 各事件件数

・ 条例の一部改正案	7 件
・ 決算認定案	3 件
・ 補正予算案	5 件
・ 減債積立金の目的外使用案	1 件
・ 契約の締結案	6 件
・ 議決事件の一部変更案	2 件
・ 人事案	1 件
・ 諮問	2 件
計	2 7 件

3. 添付資料（要綱・名簿・写真等）

- ・ 付議すべき事件
- ・ 議案書
- ・ 決算状況の概要
- ・ 令和 7 年度八千代市補正予算（案）の概要

4. 問い合わせ先（住所・電話・担当課等）

- 八千代市役所 住所：八千代市大和田新田 3 1 2－5
- ・ 総務部総務課 電話：0 4 7－4 2 1－6 7 1 1
 - ・ 財務部財政課 電話：0 4 7－4 8 7－5 1 1 2

付議すべき事件

(議案)

議案第 1 号 八千代市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について

育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い，職員の意向確認等について定めるため，条例を改正いたしたい。

議案第 2 号 八千代市職員の育児休業等に関する条例及び八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い，条例を改正いたしたい。

議案第 3 号 八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

民間の事業者等が設置する端末機により交付される証明書等に係る手数料の金額の特例を定めるため，条例を改正いたしたい。

議案第 4 号 八千代市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

長期継続契約を締結することができる契約に，クラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する契約を加える等のため，条例を改正いたしたい。

議案第 5 号 八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

開発事業における事前協議の手続等の透明性及び実効性を確保するため，条例を改正いたしたい。

議案第 6 号 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

開発行為に係る技術的細目を加える等のため、条例を改正いたしたい。

議案第 7 号 八千代市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

みどりが丘第二小学校を設置するため、条例を改正いたしたい。

議案第 8 号 決算認定について

(令和 6 年度一般会計・特別会計決算)

議案第 9 号 八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(令和 6 年度水道事業会計利益の処分及び決算)

議案第 10 号 八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(令和 6 年度公共下水道事業会計利益の処分及び決算)

議案第 11 号 令和 7 年度八千代市一般会計補正予算 (第 2 号)

補正額 1 億 2, 886 万 4 千円

補正後の額 856 億 4, 256 万 2 千円

議案第 12 号 令和 7 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

補正額 207 万 9 千円

補正後の額 160 億 1, 618 万 4 千円

議案第 13 号 令和 7 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

補正額 2 億 4, 582 万 9 千円

補正後の額 1 5 7 億 5, 5 0 0 万 3 千円

議案第 1 4 号 令和 7 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）

補正額 1, 0 5 0 万 5 千円

補正後の額 8, 0 8 8 万 4 千円

議案第 1 5 号 令和 7 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

債務負担行為の補正

汚水中継ポンプ場等維持管理業務委託

議案第 1 6 号 八千代市公共下水道事業会計に係る減債積立金の目的外使用について

八千代市公共下水道事業会計において、欠損金が生じる恐れがあるため、減債積立金を取り崩し、利益積立金に積み立てることについて、地方公営企業法施行令第 2 4 条第 2 項の規定により議会の議決を求めたい。

議案第 1 7 号 契約の締結について

（八千代市新庁舎建設（建築）工事）

八千代市新庁舎建設（建築）工事について、清水建設株式会社千葉支店と契約を締結いたしたい。

議案第 1 8 号 契約の締結について

（八千代市新庁舎建設（電気設備）工事）

八千代市新庁舎建設（電気設備）工事について、エネシス・モデン・鈴木特定建設工事共同企業体と契約を締結いたしたい。

議案第 1 9 号 契約の締結について

（八千代市新庁舎建設（機械設備）工事）

八千代市新庁舎建設（機械設備）工事について、三建・長岡特定建設工事共同企業体と契約を締結いたしたい。

議案第 2 0 号 契約の締結について

(道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等(建築)工事)

道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等(建築)工事について、周郷建設株式会社と契約を締結いたしたい。

議案第 2 1 号 契約の締結について

(道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等(電気設備)工事)

道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等(電気設備)工事について、福井電機株式会社と契約を締結いたしたい。

議案第 2 2 号 契約の締結について

(道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等(機械設備)工事)

道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等(機械設備)工事について、有限会社八千代リビング設備と契約を締結いたしたい。

議案第 2 3 号 議決事件の一部変更について

(八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 P F I 事業)

八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 P F I 事業に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第 2 4 号 議決事件の一部変更について

(村上橋補修工事)

工事の施工に伴う設計変更に基づき、村上橋補修工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第 25 号 教育委員会教育長の任命について

令和 7 年 9 月 30 日付けで任期満了となることに伴い，次期教育委員会教育長を任命いたしたい。

(諮問)

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和 7 年 12 月 31 日付けで委員の任期が満了となることに伴い，次期人権擁護委員を推薦いたしたく，議会の意見を求めるもの。

諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和 7 年 12 月 31 日付けで委員の任期が満了となることに伴い，次期人権擁護委員を推薦いたしたく，議会の意見を求めるもの。

令和 7 年 第 3 回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

目 次

議案第 1 号	八千代市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第 2 号	八千代市職員の育児休業等に関する条例及び八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 頁
議案第 3 号	八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	8 頁
議案第 4 号	八千代市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9 頁
議案第 5 号	八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10 頁
議案第 6 号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13 頁
議案第 7 号	八千代市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	21 頁
議案第 8 号	決算認定について	22 頁
議案第 9 号	八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	23 頁
議案第10号	八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	24 頁
議案第11号	令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 2 号）	25 頁
議案第12号	令和 7 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	25 頁
議案第13号	令和 7 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	25 頁
議案第14号	令和 7 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）	25 頁

議案第15号	令和7年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	25頁
議案第16号	八千代市公共下水道事業会計に係る減債積立金の目的外使用について	26頁
議案第17号	契約の締結について （八千代市新庁舎建設（建築）工事）	27頁
議案第18号	契約の締結について （八千代市新庁舎建設（電気設備）工事）	28頁
議案第19号	契約の締結について （八千代市新庁舎建設（機械設備）工事）	29頁
議案第20号	契約の締結について （道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（建築）工事）	30頁
議案第21号	契約の締結について （道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（電気設備）工事）	31頁
議案第22号	契約の締結について （道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（機械設備）工事）	32頁
議案第23号	議決事件の一部変更について （八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業）	33頁
議案第24号	議決事件の一部変更について （村上橋補修工事）	34頁
議案第25号	教育委員会教育長の任命について	35頁
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	36頁
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	37頁

議案第 1 号

八千代市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

八千代市職員の勤務時間に関する条例（平成元年八千代市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「その他規則で定める者」の次に「（第 7 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 3 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 7 条 任命権者は、八千代市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年八千代市条例第 1 号）第 1 2 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 八千代市職員の育児休業等に関する条例第 1 2 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第7条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第7条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い，職員の意向確認等について定めるため，条例を改正いたしたい。

議案第 2 号

八千代市職員の育児休業等に関する条例及び八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市職員の育児休業等に関する条例及び八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市職員の育児休業等に関する条例及び八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 八千代市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年八千代市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 2 項」を「から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 8 条の 2 中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 9 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項中「昭和 3 4 年八千代市条例第 1 2 号」を「昭和 3 4 年八千代市条例第 1 2 号。以下「休日休暇条例」という。」に改め、「定める休暇」の次に「（育児又は介護に係る休暇であって、1 日の勤務時間の一部を勤務しないこととされる種別の休暇に限る。）」を加え、「同条例」を「休日休暇条例」に改め、「（短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）」を削り、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に、「八千代市職員の休日及び休暇に関する条例」を「休日休暇

条例」に改め、同条に次の１項を加える。

- ４ 休日休暇条例第３条第３項第２号に規定する規則で定める休暇（育児に係る休暇であって、１日の勤務時間の一部を勤務しないこととされる種別の休暇に限る。）を与えられている職員に対する育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第１号部分休業である場合に限り行うものとする。

第９条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第９条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

- (1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

- ２ 休日休暇条例第３条第３項第２号に規定する規則で定める休暇（育児に係るものに限り、１日の勤務時間の一部を勤務しないこととされる種別の休暇を除く。以下「第２号就学期子育て休暇」という。）を与えられている職員に対する育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第２号部分休業である場合に限り行うものとする。

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第９条の３ 育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の条例で定める時間）

第９条の４ 育児休業法第１９条第２項第２号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 ７７時間３０分（第２号就学期子育て休暇を

与えられている職員にあっては、１年につき７７時間３０分から当該第２号就学期子育て休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第９条の５ 育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第１０条第１項及び第２項中「部分休業」を「育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業」に改める。

第１１条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第１１条 育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第１９条第３項の規定による変更をしたときとする。

（八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条 八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４３年八千代市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１７条第１項中「あたり」を「当たり」に改め、同条第２項中「１歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をす

る場合における第 1 条の規定による改正後の八千代市職員の育児休業等に関する条例第 9 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正したい。

議案第 3 号

八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市手数料条例の一部を改正する条例

八千代市手数料条例（平成 1 2 年八千代市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（手数料の金額の特例）

- 4 令和 7 年 1 1 月 4 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間，民間の事業者等が設置する端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて，必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）により証明書等の交付を受ける場合の第 2 条第 3 号，第 1 0 号及び第 2 0 号から第 2 2 号までの規定の適用については，同条第 3 号中「3 0 0 円」とあるのは「2 0 0 円」と，同条第 1 0 号中「4 5 0 円」とあるのは「3 5 0 円」と，同条第 2 0 号から第 2 2 号までの規定中「3 0 0 円」とあるのは「2 0 0 円」とする。

附 則

この条例は，令和 7 年 1 1 月 4 日から施行する。

提案理由

民間の事業者等が設置する端末機により交付される証明書等に係る手数料の金額の特例を定めるため，条例を改正いたしたい。

議案第 4 号

八千代市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

八千代市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部
を改正する条例

八千代市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 1 7
年八千代市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 号から第 8 号までを削り，第 9 号を第 6 号とし，第 1 0 号を第
7 号とし，同条に次の 1 号を加える。

(8) 情報システムの運用管理，クラウド・コンピューティング・サービスの
利用，ソフトウェアの使用許諾その他の情報の処理に係る業務に関する契
約

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

長期継続契約を締結することができる契約に，クラウド・コンピューティン
グ・サービスの利用に関する契約を加える等ため，条例を改正いたしたい。

議案第 5 号

八千代市開発事業における事前協議の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市開発事業における事前協議の手續等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市開発事業における事前協議の手續等に関する条例の一部を改正する条例

八千代市開発事業における事前協議の手續等に関する条例（平成 2 0 年八千代市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 8 号を第 1 1 号とし，第 7 号を第 1 0 号とし，第 6 号を第 9 号とし，第 5 号の次に次の 3 号を加える。

- (6) 公共施設 道路，公園，下水道，緑地，広場，河川，運河，水路及び消防の用に供する水利施設をいう。
- (7) 公益的施設 義務教育施設，保育施設，集会施設，医療施設，ごみ集積場所，上水道その他居住者の共同の福祉又は利便の用に供する施設をいう。
- (8) 公共施設等 公共施設及び公益的施設をいう。

第 4 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に，「自己の居住の用に供する住宅の建築を目的として行う」を「次に掲げる」に改め，同項に次の各号を加える。

- (1) 自己の居住の用に供する住宅の建築を目的として行う開発事業
- (2) 建築基準法第 8 5 条第 1 項，第 2 項及び第 5 項の規定による仮設建築物の建築を目的として行う開発事業
- (3) 建築行為のうち建築物の増築を行うものであつて，当該増築前の建築物に係る公共施設等の整備の状況が当該増築後の建築物に係る公共施設等の整備に関する基準（次条において「公共施設等整備基準」という。）に適合していると認められるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な行為であつて規則で定める開発事業第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 2以上の開発事業が事業区域、事業者、工事の着手時期その他の規則で定める事項を勘案して一体性を有すると認められるときは、これらの開発事業を一の開発事業とみなして、この条例の規定を適用する。

第5条第1項中「ついて」の次に「、公共施設等整備基準に基づき」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 事前協議は、前条第1項第1号に掲げる条例適用事業にあつては、法第32条第1項及び第2項に規定する協議を兼ねるものとする。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により締結した協定は、当該協定の締結の日から起算して1年を経過する日までの間に開発行為を行おうとする者が当該協定に係る法第30条第1項の規定による開発許可の申請をしないときは、当該経過する日をもってその効力を失うものとする。

第10条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に、「あらかじめ、当該変更後の計画について市長と協議を行わなければ」を「改めて市長と協議を行い、協定を締結しなければ」に改め、同項ただし書中「規則」を「当該条例適用事業の計画の変更が既に締結した協定に影響を及ぼさないとき、又は規則」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条に次の1号を加える。

- (4) 第11条第1項本文及び第2項の規定に違反して条例適用事業に係る工事に着手している者

第15条を第16条とする。

第14条第1項中「第8条（第10条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を「第8条第1項の協定及び第10条第1項本文」に、「当該協定」を「これらの協定」に改め、同条第2項中「第8条」を「第8条第1項の協定及び第10条第1項本文」に、「当該協定」を「これらの協定」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第 12 条第 2 項中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項の協定及び第 10 条第 1 項本文」に改め、同条を第 13 条とする。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(工事の着手の制限)

第 11 条 開発事業者は、第 8 条第 1 項の協定を締結するまでは、条例適用事業に係る工事に着手してはならない。ただし、通常の実務行為及び調査を行う場合は、この限りでない。

2 開発事業者は、条例適用事業の計画の変更について前条第 1 項本文の協定を締結するまでは、条例適用事業に係る工事（当該計画の変更に係る部分に限る。）に着手してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八千代市開発事業における事前協議の手續等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる事前協議の申出に係る開発事業について適用し、同日前にされた事前協議の申出に係る開発事業については、なお従前の例による。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

提案理由

開発事業における事前協議の手續等の透明性及び実効性を確保するため、条例を改正いたしたい。

議案第 6 号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正
する条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成 1 4 年八千
代市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし，第 1 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り
下げ，同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 開発行為 法第 4 条第 1 2 項に規定する土地の区画形質の変更であって，
規則で定めるものをいう。

第 3 条の見出し中「強化」の次に「及び緩和」を加え，同条に次の 1 号を加
える。

- (4) 政令第 2 7 条の技術的細目に定められた制限の強化は，次に掲げるもの
とすること。

ア ごみ集積場所を配置すべき開発行為の規模は，住宅の用に供する目的
で行う開発行為であって，一戸建ての住宅の区画数又は共同住宅等の住
戸数が 5 戸以上のものとする。

イ 集会施設を配置すべき開発行為の規模は，住宅の用に供する目的で行
う開発行為であって，一戸建ての住宅の区画数又は共同住宅等の住戸数
が 2 0 0 戸以上のものとする。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 法第 3 3 条第 3 項の規定による条例で定める技術的細目に定められた制限

の緩和は、政令第 25 条第 6 号の技術的細目に定められた制限の緩和にあつては、開発区域の周辺に、0.25 ヘクタール以上の公園等から半径 250 メートル以内に開発区域全体を含み、かつ、居住者が支障なく利用できる公園等の設置が予定されている場合に行うこととする。

第 9 条を第 11 条とし、第 8 条を第 10 条とし、第 7 条に次の 3 号を加える。

- (5) 市街化調整区域において、親族が所有する適法建築物（建築基準法及びこれに基づく命令並びに条例の規定に適合するものとして確認済証の交付を受けた建築物をいう。次号において同じ。）の敷地を分割して、自己の居住の用に供するための専用住宅の建築を目的として行う開発行為
- (6) 市街化調整区域において、農業を営む者が自己の居住の用に供する住宅その他これに類するものとして許可又は証明を受けて建築された属人性のある適法建築物を属人性のない住宅として建て替えるための開発行為
- (7) 前各号に定めるもののほか、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められる開発行為として規則で定めるもの

第 7 条を第 9 条とする。

第 6 条中「建築基準法別表第 2 (3) 項に掲げる第 2 種低層住居専用地域内に建築することができる」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 専用住宅（自己の居住の用に供するものに限る。）
- (2) 自己の居住の用に供するための住宅であつて、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 3 に規定する要件を満たすものに限る。）
- (3) 建築基準法別表第 2 (4) 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号に掲げるもの
- (4) 建築基準法別表第 2 (3) 項第 2 号に掲げるもの（建築基準法施行令第 130 条の 5 の 2 に規定する要件を満たすものに限る。）
- (5) 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第 130 条の 5 に規定する要件を満たすものに限る。）

第 6 条を第 8 条とする。

第 5 条中「いずれにも該当する土地の区域」の次に「のうち市長が指定する区域」を加え、同条第 1 号を削り、同条第 2 号を同条第 1 号とし、同条第 3 号

カ中「（昭和４４年建設省令第４９号）」を削り、同号を同条第２号とし、同条を第７条とする。

第４条第１項中「別表第２」を「別表第４」に改め、同条を第６条とする。

第３条の次に次の２条を加える。

（道路に関する技術的細目）

第４条 道路に関する技術的細目は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令第２５条第２号ただし書に規定する道路及び同条第４号の車両の通行に支障がない道路の幅員の最低限度は、開発区域の面積及び予定建築物等の用途に応じて別表第２に定めるとおりとすること。
- (2) 開発区域内の敷地に接する部分の道路（主道路（交差点において交差する道路のうち交通量の多い道路をいう。）となるものに限る。）の幅員が６メートル未満の場合は、６メートル以上に拡張すること。
- (3) 都市計画法施行規則（昭和４４年建設省令第４９号）第２４条第５号ただし書の場合における袋路状道路の延長及び道路の幅員は、別表第３のとおりとすること。

（公園に関する技術的細目）

第５条 政令第２５条第６号ただし書の開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 開発区域の周辺に、０．２５ヘクタール以上の公園等から半径２５０メートル以内に開発区域全体を含み、かつ、居住者が支障なく利用できる公園等が存在する場合
- (2) 開発区域の全てが土地区画整理事業として造成され、当該事業で必要な公園が存在する場合

別表第２を次のように改める。

別表第 2（第 4 条第 1 号）

予定建築物等の 用途 開発区域の面積	一戸建ての住宅	共同住宅等	一戸建ての住宅 及び共同住宅等 以外の建築物
0.3ヘクタール 未満	4メートル以上	4メートル以上	4メートル以上
0.3ヘクタール 以上1ヘクタール 未満		6メートル以上	6メートル以上
1ヘクタール以上	6メートル以上		9メートル以上

備考

- 開発区域内の敷地に接する部分の道路が国道及び県道に接する場合の当該道路の幅員の最低限度は、この表の規定にかかわらず、当該道路が接続する国道及び県道の路線全体の幅員の状態等を勘案して別に定める。
- 過去に開発行為の許可を受けたものは、この表の規定にかかわらず、別に定める。
- 準工業地域、工業地域及び工業専用地域にあつては、通行に支障がなく、かつ、周辺の道路の状況を考慮してやむを得ないと認められるときは、この表の規定を適用させないことができる。

別表第 2 の次に次の 2 表を加える。

別表第3（第4条第3号）

袋路状道路の延長	道路の幅員
35メートル未満	4.5メートル
35メートル以上70メートル未満	5メートル
70メートル以上120メートル未満	6メートル
120メートル以上	6.5メートル

備考

- 1 袋路状道路の延長が120メートル以上となる場合であつて、当該袋路状道路の中間部以降に歩行者専用道路、公共空間等の避難路として他の場所へと通り抜けることができるものが設けられているときの当該袋路状道路の幅員は、この表の規定にかかわらず、6メートルとする。
- 2 既存の幅員が6メートル未満の袋路状道路に接続する道路にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。
- 3 この表の規定にかかわらず、開発行為後に袋路状道路が延長される見込みのない場合における道路の幅員については、別に協議を経て定めることができる。

別表第 4 （第 6 条第 1 項）

区域	予定される建築物の用途	建築物の敷地面積の最低限度
市街化区域	一戸建ての住宅	1 2 5 平方メートル
市街化調整区域	一戸建ての住宅 兼用住宅 併用住宅	3 0 0 平方メートル

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条第 1 項の規定による申請（以下この項において「申請」という。）に係る開発許可の基準について適用し、同日前に行われた申請に係る開発許可の基準については、なお従前の例による。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

提案理由

開発行為に係る技術的細目を加える等のため、条例を改正いたしたい。

議案第 7 号

八千代市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市立小学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市立小学校設置条例の一部を改正する条例
八千代市立小学校設置条例（昭和 3 9 年八千代市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「	八千代市立八千代台東小学 校	八千代市八千代台東 2 丁目 5 番 1 号	」	を
「	八千代市立八千代台東小学 校 八千代市立みどりが丘第二 小学校	八千代市八千代台東 2 丁目 5 番 1 号 八千代市大和田新田 1 , 1 0 0 番地 1	」	に

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

みどりが丘第二小学校を設置するため、条例を改正いたしたい。

議案第 8 号

決算認定について

令和 6 年度八千代市一般会計及び特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

議案第 9 号

八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 6 年度八千代市水道事業会計未処分利益剰余金 1, 1 2 0, 4 8 5, 1
5 7 円のうち 5 6 2, 8 5 6, 5 6 4 円を資本金へ組み入れ, 5 5 7, 6 2 8,
5 9 3 円を減債積立金に積み立てる。

令和 6 年度八千代市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて,
議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

議案第 10 号

八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 6 年度八千代市公共下水道事業会計未処分利益剰余金 97,632,966 円を利益積立金に積み立てる。

令和 6 年度八千代市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

議案第 1 1 号 令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 2 号 令和 7 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 3 号 令和 7 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 4 号 令和 7 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 5 号 令和 7 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 16 号

八千代市公共下水道事業会計に係る減債積立金の目的外使用について

八千代市公共下水道事業会計に係る減債積立金 73,660,295 円を取り崩し、利益積立金に積み立てるため、目的外使用することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

提案理由

八千代市公共下水道事業会計において、欠損金が生じる恐れがあるため、減債積立金を取り崩し、利益積立金に積み立てることについて、地方公営企業法施行令第 24 条第 2 項の規定により議会の議決を求めたい。

議案第 17 号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 契 約 事 項 | 八千代市新庁舎建設（建築）工事 |
| 2 契 約 方 法 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 7, 8 0 5, 4 9 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 千葉市中央区富士見二丁目 1 1 番 1 号
清水建設株式会社千葉支店
執行役員支店長 檜 物 隆 之 |

提案理由

八千代市新庁舎建設（建築）工事について、清水建設株式会社千葉支店と契約を締結いたしたい。

議案第 18 号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 1 契 約 事 項 | 八千代市新庁舎建設（電気設備）工事 |
| 2 契 約 方 法 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 2, 3 1 0, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | エネシス・モデン・鈴木特定建設工事共同企業体 |
| | 構成員 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 3 番 1 号 |
| | (代表者) 株式会社東京エネシス |
| | 代表取締役社長 眞 島 俊 昭 |
| | 構成員 千葉市中央区松波三丁目 1 1 番 1 9 号 |
| | モデン工業株式会社 |
| | 代表取締役 関 泰 之 |
| | 構成員 八千代市萱田 2 2 1 4 番地 |
| | 株式会社鈴木電気 |
| | 代表取締役 鈴 木 利 雄 |

提案理由

八千代市新庁舎建設（電気設備）工事について、エネシス・モデン・鈴木特定建設工事共同企業体と契約を締結いたしたい。

議案第 19 号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1 契 約 事 項 | 八千代市新庁舎建設（機械設備）工事 |
| 2 契 約 方 法 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 2, 1 1 2, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 三建・長岡特定建設工事共同企業体 |
| | 構成員 千葉市中央区中央一丁目 1 番 3 号 |
| | (代表者) 三建設備工業株式会社 東関東支店 |
| | 支店長 小 島 直 樹 |
| | 構成員 八千代市萱田 2 2 8 5 番地 |
| | 株式会社長岡工作所 |
| | 代表取締役 長 岡 弘 行 |

提案理由

八千代市新庁舎建設（機械設備）工事について、三建・長岡特定建設工事共同企業体と契約を締結いたしたい。

議案第 20 号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契 約 事 項 | 道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（建築）
工事 |
| 2 | 契 約 方 法 | 一般競争入札後の不落随意契約 |
| 3 | 契 約 金 額 | 1, 243, 000, 000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 八千代市大和田新田 406 番地
周郷建設株式会社
代表取締役 周 郷 寿 雄 |

提案理由

道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（建築）工事について、
周郷建設株式会社と契約を締結いたしたい。

議案第 21 号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契 約 事 項 | 道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（電気設備）工事 |
| 2 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 354,750,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 千葉市中央区問屋町 16 番 3 号
福井電機株式会社
代表取締役 富 塚 博 祥 |

提案理由

道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（電気設備）工事について、
福井電機株式会社と契約を締結いたしたい。

議案第 22 号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契 約 事 項 | 道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（機械設備）工事 |
| 2 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 459,800,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 八千代市大和田新田 923 番地 41
有限会社八千代リビング設備
代表取締役 簗 田 直 貴 |

提案理由

道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（機械設備）工事について、有限会社八千代リビング設備と契約を締結いたしたい。

議案第 23 号

議決事件の一部変更について

令和元年 8 月 27 日に議決された議案第 20 号契約の締結について（八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 P F I 事業）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

契約金額

変更前 2, 5 1 4, 2 8 7, 1 2 9 円

変更後 2, 5 1 5, 4 4 2, 1 2 9 円

提案理由

八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 P F I 事業に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第 2 4 号

議決事件の一部変更について

令和 3 年 7 月 6 日に議決された議案第 1 5 号契約の締結について（村上橋補修工事）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

契約金額

変更前 4 7 5 , 8 4 2 , 4 0 0 円

変更後 5 7 2 , 4 5 9 , 8 0 0 円

提案理由

工事の施工に伴う設計変更に基づき，村上橋補修工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第 25 号

教育委員会教育長の任命について

八千代市教育委員会教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 嶺 岸 秀 一

住 所 千葉県八千代市ゆりのき台

提案理由

令和 7 年 9 月 30 日付けで任期満了となることに伴い、次期教育委員会教育長を任命いたしたい。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 曲 沼 三七夫
住 所 千葉県八千代市ゆりのき台

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 佐々木 三 幸
住 所 千葉県八千代市大和田

決算状況の概要（決算規模）

（一般会計）

（単位：千円，％）

区 分	令和 6 年度 決算額	令和 5 年度 決算額	対 前 年 度 増 減 額	増 減 率
歳入総額	77,333,818	70,855,853	6,477,965	9.1
歳出総額	73,950,626	67,411,178	6,539,448	9.7
形式収支	3,383,192	3,444,675	△61,483	△1.8
翌年度へ繰り越すべき財源	1,077,776	868,711	209,065	24.1
実質収支	2,305,416	2,575,964	△270,548	△10.5
地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額	1,160,000	1,290,000	△130,000	△10.1

（国民健康保険事業特別会計）

（単位：千円，％）

区 分	令和 6 年度 決算額	令和 5 年度 決算額	対 前 年 度 増 減 額	増 減 率
歳入総額	15,872,893	15,879,000	△6,107	△0.0
歳出総額	15,592,859	15,617,497	△24,638	△0.2
形式収支	280,034	261,503	18,531	7.1
実質収支	280,034	261,503	18,531	7.1
地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額	150,000	140,000	10,000	7.1

（介護保険事業特別会計）

（単位：千円，％）

区 分	令和 6 年度 決算額	令和 5 年度 決算額	対 前 年 度 増 減 額	増 減 率
歳入総額	16,129,138	15,183,078	946,060	6.2
歳出総額	15,637,679	14,828,550	809,129	5.5
形式収支	491,459	354,528	136,931	38.6
実質収支	491,459	354,528	136,931	38.6
地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額	246,000	178,000	68,000	38.2

（墓地事業特別会計）

（単位：千円，％）

区 分	令和 6 年度 決算額	令和 5 年度 決算額	対 前 年 度 増 減 額	増 減 率
歳入総額	63,385	59,426	3,959	6.7
歳出総額	52,880	55,086	△2,206	△4.0
形式収支	10,505	4,340	6,165	142.1
実質収支	10,505	4,340	6,165	142.1

（後期高齢者医療特別会計）

（単位：千円，％）

区 分	令和 6 年度 決算額	令和 5 年度 決算額	対 前 年 度 増 減 額	増 減 率
歳入総額	3,179,369	2,892,587	286,782	9.9
歳出総額	3,163,310	2,877,524	285,786	9.9
形式収支	16,059	15,063	996	6.6
実質収支	16,059	15,063	996	6.6

令和7年度八千代市補正予算(案)の概要

○予算規模

(単位:千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
議案第11号	一般会計補正予算(第2号)	85,513,698	128,864	85,642,562
議案第12号	国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	16,014,105	2,079	16,016,184
議案第13号	介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	15,509,174	245,829	15,755,003
議案第14号	墓地事業特別会計補正予算(第1号)	70,379	10,505	80,884
	後期高齢者医療特別会計	3,293,704		3,293,704
計		120,401,060	387,277	120,788,337

※令和7年9月

○一般会計 款別総括表

歳 入

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	市税	33,484,442		33,484,442
2	地方譲与税	401,370		401,370
3	利子割交付金	28,000		28,000
4	配当割交付金	224,000		224,000
5	株式等譲渡所得割交付金	332,000		332,000
6	法人事業税交付金	384,000		384,000
7	地方消費税交付金	4,817,000		4,817,000
8	ゴルフ場利用税交付金	53,000		53,000
9	環境性能割交付金	92,000		92,000
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	444,933		444,933
11	地方特例交付金	319,772	△ 56,296	263,476
12	地方交付税	2,396,207	△ 301,924	2,094,283
13	交通安全対策特別交付金	18,000		18,000
14	分担金及び負担金	574,236		574,236
15	使用料及び手数料	1,595,920	△ 3,600	1,592,320
16	国庫支出金	17,443,460	4,551	17,448,011
17	県支出金	6,450,369	△ 450	6,449,919
18	財産収入	41,491	10,466	51,957
19	寄附金	208,002		208,002
20	繰入金	3,592,899	△ 211,290	3,381,609
21	繰越金	500,000	645,415	1,145,415
22	諸収入	2,091,896	9,992	2,101,888
23	市債	10,020,700	32,000	10,052,700
24	自動車取得税交付金	1		1
計		85,513,698	128,864	85,642,562

歳 出

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	議会費	401,642		401,642
2	総務費	9,526,954	28,821	9,555,775
3	民生費	37,182,591	21,186	37,203,777
4	衛生費	7,516,238	5,000	7,521,238
5	労働費	14,069		14,069
6	農林水産業費	2,613,204		2,613,204
7	商工費	493,378		493,378
8	土木費	4,023,475	42,097	4,065,572
9	消防費	2,620,128	△ 77,184	2,542,944
10	教育費	16,029,667	108,944	16,138,611
11	公債費	4,983,733		4,983,733
12	諸支出金	8,619		8,619
13	予備費	100,000		100,000
計		85,513,698	128,864	85,642,562

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
地方特例交付金	地方特例交付金	交付額の確定に伴う減額	313,498	△ 56,296	257,202	財政課
地方交付税	普通交付税	交付額の確定に伴う減額	2,216,207	△ 301,924	1,914,283	財政課
使用料及び手数料	納税証明等手数料	条例改正に伴う納税証明等手数料の減額 ※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業	11,100	△ 300	10,800	納税課
	住民票交付等手数料	条例改正に伴う住民票交付等手数料の減額 ※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業	46,863	△ 3,000	43,863	戸籍住民課
	戸籍交付等手数料	条例改正に伴う戸籍交付等手数料の減額 ※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業	23,805	△ 300	23,505	戸籍住民課
国庫支出金	新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)	【新規】被災者支援システム運用事業に係る国庫補助金の追加	0	1,077	1,077	危機管理課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(推奨事業メニュー分)の増額	1,605,822	53,798	1,659,620	企画経営課
	放課後児童クラブ等性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金	【新規】 放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る国庫補助金の追加	0	1,133	1,133	子育て支援課
	防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金	消防救急デジタル無線設備購入費の減額に伴う国庫補助金の減額	95,270	△ 51,457	43,813	警防課
県支出金	保育士処遇改善事業費補助金	補助対象者数の見直しに伴う県補助金の減額	90,450	△ 450	90,000	子ども保育課
財産収入	株式配当金収入	【新規】 配当額の確定に伴う株式配当金収入の追加	1	10,466	10,467	情報政策課
繰入金	介護保険事業特別会計繰入金	【新規】 令和6年度介護保険事業特別会計の法制化分における繰入対象事業費の確定に伴う繰出金返還分の追加	98,761	36,621	135,382	長寿支援課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
繰入金	財政調整基金繰入金	財源調整に伴う財政調整基金取崩し額の減額	2,473,748	△ 247,911	2,225,837	財政課
繰越金	前年度繰越金	前年度剰余金の確定に伴う繰越金の増額	500,000	645,415	1,145,415	財政課
諸収入	デジタル基盤改革支援補助金	【新規】 基幹情報システム標準化に伴うコンビニ交付システムとの過渡 期連携構築に係る補助金の追加	398,725	9,992	408,717	情報政策課
市債	防災対策事業債	【新規】 全国瞬時警報システム新型受信機整備に係る市債の追加	0	3,300	3,300	危機管理課
	消防施設整備事業債	消防救急デジタル無線設備購入費の減額に伴う市債の減額	188,700	△ 23,100	165,600	警防課
	小学校施設整備事業債	【新規】 萱田小学校屋上防水改修工事に係る市債の追加	2,731,300	13,400	2,744,700	教育総務課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
市債	中学校施設整備事業債	【新規】 勝田台中学校外壁改修等工事に係る市債の追加	1,260,700	13,800	1,274,500	教育総務課
	総合生涯学習プラザ施設整備事業債	【新規】 総合生涯学習プラザ4階空調設備更新工事に係る市債の追加	0	24,600	24,600	生涯学習振興課
補正額合計				128,864		

○一般会計の補正内容

歳出

(単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
総務費	企画政策調整事業	【新規】 企業誘致検討支援業務委託料の追加	4,396	9,977	14,373	企画経営課
	災害対策施設整備等事業	【新規】 全国瞬時警報システム新型受信機等整備に係る備品購入費及び被災者支援システム負担金の追加	47,985	8,744	56,729	危機管理課
	基幹情報システム管理事業	【新規】 基幹情報システム標準化に伴うコンビニ交付システムとの過渡期連携構築に係る委託料の追加	1,319,656	9,995	1,329,651	情報政策課
	住民基本台帳ネットワーク事業	【新規】 コンビニ交付サービスに係る各種証明書交付手数料の変更に伴う経費の追加 ※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業	39,038	105	39,143	戸籍住民課
民生費	国民健康保険事業特別会計繰出金	市町村事務処理標準システム移行に向けたシステム改修に伴う委託料の増による繰出金の増額	1,217,860	534	1,218,394	国保年金課
	介護保険事業特別会計繰出金	介護保険事業特別会計における認定調査事業の国庫支出金増額に伴う繰出金の減額	2,473,977	△8,380	2,465,597	長寿支援課

○一般会計の補正内容

歳出

(単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
民生費	民間保育園運営事業	補助基準額の変更に伴う保育士処遇改善事業費補助金の増額	6,643,895	25,788	6,669,683	子ども保育課
	学童保育事業	【新規】 八千代台東学童保育所入口扉改修工事請負費、性被害防止に係るパーテーション等購入に係る備品購入費及び放課後児童クラブ等性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金の追加	1,170,456	3,244	1,173,700	子育て支援課
衛生費	地球環境保全事業	【新規】 事業用設備等脱炭素化促進事業補助金の追加 ※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業	15,096	5,000	20,096	環境政策課
土木費	道路橋梁管理事業	市道の維持補修に係る工事請負費の増額	236,339	33,000	269,339	土木管理課
	街路建設事業	【新規】 都市計画道路3・4・1号新木戸上高野原線(上高野)交差点形状検討及び協議資料作成業務委託料の追加	89,594	9,097	98,691	土木建設課
消防費	指令管理事業	契約締結に伴う消防救急デジタル無線設備に係る備品購入費の減額	292,197	△77,184	215,013	警防課

○一般会計の補正内容

歳出

(単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
教育費	コンピュータ教育事業	教育ネットワークシステム大和田小学校長寿命化対応整備業務委託料の増額	887,026	5,764	892,790	教育センター
	小学校施設整備事業	【新規】 萱田小学校校舎トイレ改修工事実施設計業務委託料及び萱田小学校屋上防水改修工事請負費の追加	4,279,906	26,151	4,306,057	教育総務課
	中学校施設整備事業	【新規】 勝田台中学校外壁改修等工事請負費の追加	1,313,748	18,480	1,332,228	教育総務課
	幼稚園教育総務事業	補助対象児童の増加に伴う私立幼稚園等特別支援教育費補助金の増額	1,588,418	900	1,589,318	子ども保育課
	公民館維持管理事業	【新規】 高津公民館空調設備更新工事請負費の追加	40,453	5,038	45,491	八千代台東南公民館
	総合生涯学習プラザ運営管理事業	【新規】 総合生涯学習プラザ4階空調設備更新工事請負費の追加	176,373	32,864	209,237	生涯学習振興課

○一般会計の補正内容

歳出

(単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
教育費	スポーツ推進事業	【新規】 本市出身オリンピック金メダリストによる柔道教室開催に係る経費及びスポーツ推進委員ユニフォーム購入に係る備品購入費の追加	30,475	1,727	32,202	文化・スポーツ課
	体育施設管理事業	体育施設管理事業に係る光熱水費の増額並びに有料公園施設及び総合グラウンドの管理運営に関する指定管理料の変更に伴う委託料の減額	1,729,409	△21,980	1,707,429	文化・スポーツ課
	学校給食センター業務事業	物価高騰に伴う給食費負担軽減に係る賄材料費の増額 ※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業	1,922,573	40,000	1,962,573	学校給食センター
補正額合計				128,864		

繰越明許費の補正

【追加】

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	備考
総務費	総務管理費	企画政策調整	9,977	企業誘致検討支援業務委託
土木費	都市計画費	街路建設	9,097	都市計画道路3・4・1号新木戸上高野原線(上高野)交差点形状検討及び協議資料作成業務委託
教育費	小学校費	小学校施設整備	8,276	萱田小学校校舎トイレ改修工事実施設計業務委託

債務負担行為の補正

【追加】

件名	期間	限度額	内容
議長公用車借上	R7～R13	議長公用車借上に要する概定金5,220千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	議長公用車の借上
庁舎総合管理業務委託	R7～R10	庁舎総合管理業務委託に要する概定金69,505千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	庁舎総合管理業務の委託
バンコクこども親善大使受入業務委託	R7～R8	バンコクこども親善大使受入業務委託に要する概定金5,418千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	バンコクこども親善大使受入業務の委託
地域福祉団体バス運行業務委託	R7～R8	地域福祉団体バス運行業務委託に要する概定金5,236千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	地域福祉団体バス運行業務の委託
阿蘇米本学童保育所送迎バス運行業務委託	R7～R8	阿蘇米本学童保育所送迎バス運行業務委託に要する概定金20,435千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	阿蘇米本学童保育所送迎バス運行業務の委託
学校音楽会バス借上業務委託	R7～R8	学校音楽会バス借上業務委託に要する概定金2,841千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	学校音楽会バス借上業務の委託
外国語教育指導助手派遣	R7～R10	外国語教育指導助手派遣に要する概定金291,750千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	外国語教育指導助手の派遣
宿泊学習送迎バス運行業務委託	R7～R8	宿泊学習送迎バス運行業務委託に要する概定金8,081千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	宿泊学習送迎バス運行業務の委託
水泳学習児童生徒運送業務委託	R7～R8	水泳学習児童生徒運送業務委託に要する概定金23,259千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	水泳学習児童生徒運送業務の委託
通学支援バス運行業務委託	R7～R8	通学支援バス運行業務委託に要する概定金84,638千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	通学支援バス運行業務の委託

【変更】

(単位:千円)

件 名	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
放課後子ども教室運営管理業務委託	R7～R10	放課後子ども教室運営管理業務委託に要する概定金287,304千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	R7～R10	放課後子ども教室運営管理業務委託に要する概定金302,453千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	放課後子ども教室運営管理業務の委託

地方債の補正

【追加】

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
防災対策	3,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その融資条件又はその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
総合生涯学習プラザ施設整備	24,600			

【変更】

(単位:千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
消防施設整備	188,700	165,600
小学校施設整備	2,731,300	2,744,700
中学校施設整備	1,260,700	1,274,500

○国民健康保険事業特別会計 款別総括表

歳 入

(単位:千円)

款		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1	国民健康保険料	3,108,668		3,108,668
2	国民健康保険税	3		3
3	使用料及び手数料	45		45
4	国庫支出金	130	1,545	1,675
5	県支出金	11,230,992		11,230,992
6	財産収入	791		791
7	繰入金	1,612,633	534	1,613,167
8	繰越金	1		1
9	諸収入	60,842		60,842
計		16,014,105	2,079	16,016,184

歳 出

(単位:千円)

款		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1	総務費	295,096	2,079	297,175
2	保険給付費	11,119,227		11,119,227
3	国民健康保険事業費納付金	4,451,407		4,451,407
4	保健事業費	121,976		121,976
5	基金積立金	791		791
6	諸支出金	20,608		20,608
7	予備費	5,000		5,000
計		16,014,105	2,079	16,016,184

○国民健康保険事業特別会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	【新規】 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業に係る国庫補助金の追加	0	126	126	国保年金課
	子ども・子育て支援事業費補助金	【新規】 子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修に係る国庫補助金の追加	0	1,419	1,419	国保年金課
繰入金	職員給与費等繰入金	市町村事務処理標準システム移行に向けたシステム改修に伴う委託料の増による職員給与費等繰入金の増額	284,449	534	284,983	国保年金課
補正額合計				2,079		

○国民健康保険事業特別会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細 事 業 名	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額	担 当 部 署 名
総務費	一般管理事業	【新規】 市町村事務処理標準システム移行に伴うシステム改修業務委託料及び子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修業務委託料の追加	34,369	2,079	36,448	国保年金課
補 正 額 合 計				2,079		

○介護保険事業特別会計 款別総括表

歳 入

(単位:千円)

款		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1	介護保険料	3,525,526		3,525,526
2	使用料及び手数料	1		1
3	国庫支出金	3,299,210	8,380	3,307,590
4	支払基金交付金	4,022,705	371	4,023,076
5	県支出金	2,134,736		2,134,736
6	財産収入	994		994
7	繰入金	2,525,688	△ 8,380	2,517,308
8	繰越金	1	245,458	245,459
9	諸収入	313		313
計		15,509,174	245,829	15,755,003

歳 出

(単位:千円)

款		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1	総務費	449,067		449,067
2	保険給付費	14,396,152		14,396,152
3	財政安定化基金拠出金	1		1
4	地域支援事業費	554,887		554,887
5	基金積立金	1,255	171,257	172,512
6	諸支出金	102,812	74,572	177,384
7	予備費	5,000		5,000
計		15,509,174	245,829	15,755,003

○介護保険事業特別会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)	【新規】 介護認定調査支援システム運用事業に係る国庫補助金の追加	0	8,380	8,380	長寿支援課
支払基金交付金	地域支援事業支援交付金過年度分	【新規】 令和6年度地域支援事業費の確定に伴う支払基金の精算による支払基金交付金の追加	0	371	371	長寿支援課
繰入金	事務費繰入金	介護認定調査支援システム運用事業に係る国庫補助金の追加に伴う事務費繰入金の減額	140,426	△8,380	132,046	長寿支援課
繰越金	前年度繰越金	【新規】 前年度剰余金の確定に伴う繰越金の追加	1	245,458	245,459	長寿支援課
補正額合計				245,829		

○介護保険事業特別会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
基金積立金	介護給付費準備基金積立金	財源調整に伴う介護給付費準備基金積立金の増額	1,255	171,257	172,512	長寿支援課
諸支出金	償還金	【新規】 令和6年度介護保険事業費及び介護給付費並びに地域支援事業費の確定に伴う国庫支出金・県支出金の精算による償還金の追加	1	37,951	37,952	長寿支援課
	一般会計繰出金	【新規】 令和6年度繰入対象事業費の確定に伴う決算剰余金を一般会計に返還するための繰出金の追加	98,761	36,621	135,382	長寿支援課
補正額合計				245,829		

○墓地事業特別会計 款別総括表

歳 入

(単位:千円)

款		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1	使用料及び手数料	40,692		40,692
2	財産収入	46		46
3	繰入金	29,639		29,639
4	繰越金	1	10,505	10,506
5	諸収入	1		1
計		70,379	10,505	80,884

歳 出

(単位:千円)

款		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1	総務費	34,786		34,786
2	基金積立金	33,593	10,505	44,098
3	予備費	2,000		2,000
計		70,379	10,505	80,884

○墓地事業特別会計の補正内容

歳入

(単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
繰越金	前年度繰越金	令和6年度決定の令和7年4月1日許可分合葬式墓地使用料相当額等に係る前年度繰越金の増額	1	10,505	10,506	健康福祉課
補正額合計				10,505		

○墓地事業特別会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細 事 業 名	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額	担 当 部 署 名
基金積立金	市営霊園基金積立金	令和6年度決定の令和7年4月1日許可分合葬式墓地使用料相当額等に係る市営霊園基金積立金の増額	33,593	10,505	44,098	健康福祉課
補 正 額 合 計				10,505		

令和 7 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（案）の概要

議案第 1 5 号 公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

債務負担行為

件 名	期 間	限 度 額	内 容
汚水中継ポンプ場等維持管理業務委託	R7～R12	594, 792千円	汚水中継ポンプ場等の維持管理業務委託